

りて穴をあけ候て、皮へとをすべし、玄やうぶかわ本にて候、もし玄やうぶ皮なければ、黒皮にてもすべし、是略儀なり、

〔家中竹馬記〕一笠袋之事、法量なし、但式装の時、白き笠袋は、装束を菅蒲革と、五めん革を重てする、其趣凡弓袋の装束のごとし、か様にして装束笠を入、式装束の時用る也、常には白き笠袋相應せぬ事なるを、大名などは平生も持せらる、事心得ず、式装の具をば、式装の時こそ可被用に、小すわうの時も、白き笠袋を、大名などは必持せらるべき様に心得は、謂れぬ事也、大名の内者も、式装の時は、白き笠袋也、装束に隨儀也云々、細川右馬頭殿持賢は、右京大夫殿勝元の叔父にて、御供衆の中にも、異に賞翫あれども、平生は白き笠袋をば持せられず、淺黄に染たる笠袋也、尋常は只装束もなく、布を淺黄に染てうつたれを一尺計にして、笠を入てもたすべし、装束をせば、白笠袋にする様にすべし、此次第小笠原播州元長物語なり、○又見土岐聞書

〔御供故實〕一笠袋之事、近年あさぎを人の御内仁、理運に仕候事、更其心得なき事に候、其故ハ、公方様の御笠袋は、内々又きつと御座なき御時は、淺黄の御笠袋にて候、御はれの御時は、武家も白にて候、又人の内仁も、式正直垂の時は、袋に入候て被持候は、可然候、只ゑぼしすはうの時は、袋に入候はずして、只持候が可然候、あさぎも白も御物之事候間、何も斟酌に候、暮々人の御内仁は、ゑぼしすはうのとき、笠をばたゞ被持候が可然候、大名など御免の衆は、直垂の時は、白袋たるべし、當時人の内衆、淺黄の笠袋、各用候事候、隨于時事候間、不及是非無念事候、

〔走衆故實〕一馬をもひかせ候、うつぼをもつけさせ、弓をももたせ候、御馬のあとにめしぐすべし、笠をば淺黄のふくろに入もたせ候也、

〔貞順故實聞書條々〕一袋に入たるかさ渡様の事、たてながら渡し可申也、

〔武雜記〕一白笠袋に、淺黄のもうせんふすべ革ぬりたるくら覆をも被懸之、但一段と晴の時は、赤